

全国実業団ボウリング連盟規約 一部改定（2025 年 11 月 20 日実施）

改定の趣旨

1. 改定の目的

近年、連盟活動において、メールや SNS など多様な情報共有手段が使われるようになりました。

その一方で、会議・資料・会員情報など、内部情報の取り扱いに一層の注意が求められています。

今回の改定は、こうした状況を踏まえ、会員間の信頼と円滑な運営を守るための基本的ルールを明確にすることを目的としています。

2. 主な改定内容

（1）第 15 条に「秘密保持の義務」を明記

- ① 連盟活動を通じて知り得た内部情報を、正当な理由なく第三者に開示、提供、漏洩してはならないことを明文化。
- ② この義務は退任・脱会後も継続するものとしています。
- ③ 併せて、「第 4 章 団体の権利・義務」全体を分かりやすく書き直しています。

（2）第 60 条（懲罰）に秘密保持義務違反を懲罰対象として追加

違反行為があった場合、理事会決議により懲罰の対象とできるようにしました。

3. 期待される効果

- A) 会員・支部間の信頼性の向上
- B) 情報管理意識の統一
- C) トラブル発生時の対応指針の明確化

4. 改定時期

2025 年 11 月 20 日 臨時総会（書面決議）において承認

5. 補足

本改定は、新たな制約を課すものではなく、従来から当然に求められていた社会的モラルや守秘の意識を明文化したものです。

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上